

第九回宗教法学会・報告

教育基本法と宗教教育

山口 和孝

(埼玉大学)

一 はじめに

本稿は、一九八三年十一月、自民党の正式見解として採用された自民党内閣部会靖国問題小委員会（奥野誠亮委員長）の「自民党靖国問題小委員会見解」（以下「見解」と略称）の批判的検討を通して、憲法・教育基本法の政教分離・信教の自由原則の歴史的意義を考察しようとするものである。

日本国憲法は、その二〇条及び八九条で国家と宗教の厳格な分離と信教自由の保障を規定する。これは、戦前の国家神道教育が、天皇絶対化・軍国主義讚美を教育目標とし、「八紘一宇」の侵略戦争を担う子ども達を作りあげるものであったことへの痛苦な歴史的反省に基づくものであった。それは、学校教育にとどまらず、天皇至上の絶対的価値以外を一切排除する弾圧体制であり、基本的人権そのものに対する対立物であった。

憲法に続いて教育基本法が「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」（前文）をめざす教育を、民主的で平和な日本の礎とすることを宣言したのも、忠君愛国のため忠死して靖国の「英霊」となることを最高の

道徳とした教育の廃棄を意味するものであった。戦前の国家神道体制の下では、「学校儀式は宗教的権威としての『天子』の祭であり、『教育勅語』は、学校を教会とした天皇教の教典であつた」⁽¹⁾。「教育勅語」(以下「勅語」と略称)の皇祖は伊勢神宮に、皇宗は橿原神宮に、そして、「一旦緩急アレハ」は靖国神社に直結し、学校教育は、宗教教育を媒介として子ども達を靖国に向かわせる精神総動員の場であつた。この様な歴史的事実から演繹するならば、靖国神社国家擁護の論理は、学校教育を通じてこの宗教的精神動員によつてはじめて「完結」するといつてよい。この意味において、今次、公立学校での宗教教育や宗教的活動を禁止した教育基本法の脱法解釈が、靖国神社公式参拝合憲の文脈の中で示されたことは、憲法の基本精神に照して、また、臨時教育審議会を軸に推められようとしている教育再編成の論理との関連において看過できない問題をはらんでいる。

二 「見解」の構造と論理

「見解」は、五項目から構成される。まず、津地鎮祭違憲訴訟の最高裁判決の目的効果論の拡大解釈(二項)と教育基本法九条の脱法解釈(二項)を法的根拠とし、三項で、公的機関が、目的と効果に留意しつつ慰霊・表敬などを行うことは憲法上の宗教的活動ではなく、玉串料・香華料の公費負担も憲法八九条に違反しないとす。続いて四項で、神道指令の歴史的性情に言及し、これは、日本人を精神的に解体させる意図をもつて発せられたものであるから、独立を回復した以上それは失効しているとす。以上を受けて最後に五項で、靖国神社への首相の参拝は、「記帳」によつて「公式参拝とうけとめることができ」、「あえて閣議決定などの様式を望んでいるのではない」と結んでいる。

「見解」の違憲性については、既にいくつかの総合的批判が行われており、また、宗教団体を含む政教分離の侵害を監視する様々な団体から批判・抗議の声があげられている。²⁾ 「見解」の総合的批判はこれらに譲るとして、本稿では、特に、教育基本法の脱法的解釈をもって公式参拝を「合憲」とする論理に焦点をあてて検討をしたい。それは、先にも触れたように、靖国神社公式参拝「合憲」の法的前提として教育基本法を置いていることによる。しかしその意味するところは、単に便宜的に九条が援用されたという事ではなく、九条制定当初から憲法の政教分離条項を曖昧化する論理が含意されていた九条の「問題性」が、「合憲」の論拠として集約的に頭在化させられている点において、教育基本法全体の理解にかかわる問題性を含んでいるからである。「見解」には、「詳説」と題する解説文がつけ加えられている。この「詳説」において、九条制定経緯にまで遡り憲法の脱法根拠が示されている。従って、本稿は「詳説」を含む「合憲」論批判に焦点をあてながら、教育基本法九条の歴史的理解を明らかにすることが課題である。

三 「宗教的情操教育に関する国会決議」

の意味するもの

「詳説」はまず、新憲法二〇条三項の規定では、「宗教的情操を涵養するための教育も行えなくなる」ので、衆議院において「宗教的情操教育に関する決議」がなされたとする。

憲法学において、二〇条は、「特に明治憲法下における神道と国家との結合すなわち神道の特殊性を排除」するという「特別の意味」³⁾を持ち、二〇条の規定が極めて具体的・詳細であるのは「指令（神道指令―引用者）の趣旨を憲法

自身にとり入れようとしたため⁽⁴⁾であると考えられている。

戦前、宗教と国家との結合を容易ならしめるものとして宗教的情操が唱えられ、国家神道の思想的脆弱性を補完する諸宗教が、学校教育や社会教育の中にとり入れられていった。宗教的情操教育の導入は、新興宗教の弾圧と相俟って行われ、「思想悪化」に対する「善導」の思想動員として政策的に位置付けられたのだった。事実、戦後の憲法審議の過程においても、宗教的情操の持つ思想対策上の意味合いを前提にした議論が展開された。新憲法の規定する国家の宗教教育・宗教的活動の範囲に、宗教的情操教育が含まれるか否かは、思想対策上、否、もっと積極的
に国民の精神的統合の教育的手段を何に求めるかという重要な問題として持ち上がっていたのである。

第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正委員会佐々木惣一委員は次の様に質問し、新憲法の下での「宗教的情操」教育の可能性を否定した。「宗教教育ト云フコトヲ国家ガシテハナラナイト云フコトハ、大變私モサフ云フ主義自体ニ賛成デアリマスガ」⁽⁵⁾「唯一般的ニ宗教的情操ト云フモノノ涵養ト云フモノコトガ出来ルモノデアルカ、今日デハマア何教何教ト云フヤウナ、サウ云フコトノ関連ニ於テデナケレバ、宗教的情操ノ涵養ト云フコトハ出来難イヤウニ思フノデアリマス」⁽⁵⁾。これに対し金森徳次郎國務大臣は、「其ノ問題ハ、実行面ニ於キマシテハ、相当ムツカシイ問題ノ一ツデアラウトハ存ジテ居リマス」と苦しい答弁に終始し、教育学者の見解は別として彼個人としては、新憲法の下でも国家の手による宗教的情操教育は「確カニ出来ルト思ツテ居リマス」⁽⁶⁾と答えている。この議論は、(1) 宗教的情操の涵養は、特定宗教を媒介にしなければ成立しないものであり、政教分離の規定からすると違法なものであること、(2) 政府自身がそのことを認めながらも、非論理的な強弁をしてまで、宗教的情操の涵養を二〇条の埒外に置いておこうとする姿勢を示している点で重要である。

「詳説」では「これでは(憲法二〇条では)引用者)宗教的情操を涵養するための教育が行えなくなるので『宗教教育』

を『宗派教育』に修正したい、もし修正ができないということであれば、宗教的情操を培うための教育は行えるのだということ明らかにしてもらいたい旨の主張がなされた」と述べる。この主張の経緯は、先にみた政府の立場に照応する。法理としては当然排除されなければならない宗教的情操教育を、超憲法的に実施できる方策をいかに確保するか、これが政府の課題であった。「宗教的情操教育に関する決議」は、この様な主張の具体化であったのだ。

「決議案」は、一九四六年八月八日の第九十回帝国議会衆議院に、地崎宇三郎、左藤義詮、海野三朗、井上徳命、大谷螢潤、柏原義則らの議員提案として提出された。⁽⁷⁾「決議案」の説明に立つた日本進歩党の地崎議員は、「国民全般ニ宗教的自覚ガナクッタカラ」「利己主義」がはびこり、戦争を阻止することができなかつたと、戦争責任を軍部の専横と国民の宗教心欠如に押しつけ、次の様に提案理由を述べた。「利己主義ヲ克服スル思想ガ普及シナクッタ」のは、「明治初年ニ物質文明ノ吸収ニ急デアツテ、教育ノ根本ニ宗教ヲ採リ入レルコトヲ忘レタ」結果である。今国民は「宗教的感覚ガナクナツテ」おり、「甚ダシキニ至ツテハ無宗教ヲ誇ル人サヘ出テ来」ており、これは「文教ノ府」や「有識者」の「責任」である。「終戦後ノ無秩序、道義ノ頽廃、或ハ不公平ナル食糧ノ配給等ハ皆宗教的自覚ガナクナツタカラ」である。そこで宗教的自覚による自己否定を通して利己主義を克服し、世界恒久平和を達成しなければならぬ、と。ここで最も留意しておかなければならないことは、「世界恒久平和達成」の「精神」原理を次の様にとらえていることである。「釈迦ハ慈悲ヲ、又ハ無我ヲ、クリストハ愛ヲ、孔孟ハ仁ヲ、我が皇室ハ「兄弟二友」ト教ヘテ居ルノデアリマスガ、何レモ愛ヲ隣人ニ及ボスコト」で「之ヲ宗教的自覚ニ依ル同胞思想」である。その中でも「殊ニ教育勅語中ノ「兄弟二友」が強調されたのだ⁽⁸⁾」ここに、仏教、キリスト教、儒教とならんで「教育勅語」の道德原理を、宗教的情操を媒介とする「平和的」道德原理に変質させようとする意図が明瞭

に示されている。⁽⁹⁾「決議」に言う「宗教的自覚による四海同胞・隣人愛……の思想」⁽¹⁰⁾とは、この様に「教育勅語」理念再生に第一義的に直結したものだ。つた。

「教育勅語」を隣人愛を説く平和の宗教聖典と強弁するためには、「勅語」原理の「普遍性」を歴史的に「再確認」しなければならぬ。即ち、「軍部ノ短見」が「勅語」を誤用し侵略戦争を引き起こしたのであって、皇室は「建国以来一貫シタ平和」主義であつたと。その上で「皇室ノ尊厳ガ歪メラレズ全世界ノ人々ニ理解セラレル」ために、「政府ハ宜シク宗教家、教育家ノ奮起ヲ促シ、宗教的自覚ニ依ル隣人愛、無我ノ思想ヲ普及徹底サセテ、教育ノ根本ニ宗教的情操ヲ採リ入レラレンコト」を「決議」に込めたのだ。国家による宗教振興策と、教育への宗教導入によつて「皇室ノ尊厳」を保持しようとする論理は、新憲法の目指す主権在民・民主主義の理念とは全く背反するものである。その様な立法意思にとつて改正憲法の政教分離規定は、「皇室ノ尊厳」保持の障害であつたのだ。この障壁をつき崩すアリの穴が宗教的情操教育であつた。趣旨説明は言う。「此ノ項ハ、明瞭ニ一宗一派ニ偏ツタ教義ヲ教ヘテハナラナイト規定スルカ、或ハ斯卡ル意味デアル旨ノ解釈ヲ後世ノ為ニ誤リナキヨウ明確ニシテオク」ために「決議」が必要だと。既に明らかな様に、「決議」の目的は、憲法二〇条をヘタテマエにだけ骨抜きにする脱法確認であつた。

「決議案」審議にあつて、ひとり無所属倶楽部の細迫兼光議員が、(1) 宗教的情操を持つていたはずの宗教家が戦争防止のために努力をしたということ聞かない。むしろ戦争に協力した者が多かつたのではなかつたか。(2) 戦争反対を説いたのは、内村鑑三の様な人の他に幸徳秋水や堺利彦の様な無神論者ではなかつたのか。(3) 宗教的情操教育を行おうとすれば、「必ズヤ一宗一派ニ偏ツタ」ことが行われ「是ハ新シイ憲法ニ於ケル精神ニ反スル」と、一般的な宗教的情操教育の可能性を否定し、(4) 平和と民主教育の基礎は「科学的ナ教育ノ振興」⁽¹³⁾によらねばなら

ないと、質問・提案をしたが、かみ合う議論にはならなかった。むしろ賛成発言の殆んどが、戦争責任を宗教心欠如に転嫁し、「人間ノ生活ノ中ニ信仰ヲ持ツコトハ絶対ニ必要」(地崎宇三郎)としたり、日本の先祖伝来の美風を宗教的に自覚することの必要性を説き(稻葉道意、日本自由党)、政府に「今一段ト敬虔ナル宗教的情操教育ト教養トヲ養ヒ得ル機会ト便宜トヲ与フル政策ノ実行」(井上徳命、協同民主党)を迫り、「単ニ私立学校ノミナラズ、官立学校ニ於キマシテモ、宗教的情操ニ関シマシテハ、今後力ヲ籠メマシテ日本文化ノ基調」(笹森順造、新政会)となることを要求したので⁽¹⁴⁾あった。

「決議案」可決に際し挨拶に立ったのは、田中耕太郎国務大臣であった。彼は、道義頹靡を克服する道は「我ガ教育ノ中ニ宗教的情操教育ヲ滲透セシメル以外ニ、有効且ツ一層徹底致シマシタ方法ハナイ」と宗教的情操教育の必要性を強調し、宗教家他の協力によつて「改正憲法ノ規定ノ許ス限り」学校教育・社会教育にこの「決議」の精神を生かす「覚悟」であると結んだ⁽¹⁵⁾。

「決議」が行われたのは、新憲法の審議が行われていたのと同じ国会であった。憲法改正の審議と並行して、同時にその規定の脱法決議がなされた条項のあることを他に知らない。何故、かくも執拗に、新憲法の政教分離条項の埒外に宗教的情操教育を置くことに固執したのであるうか。天皇の地位でも戦力放棄の条項でもなく、二〇条に「皇室ノ尊厳」保持の活路を見い出そうとした論理はいかなるものであったのだろうか。そして、田中耕太郎の発案になる教育基本法に相反する様な彼の国会発言と、彼の「覚悟」は歴史的にどう理解されるべきであろうか。

四 国体護持と宗教的情操の涵養

敗戦直後文部大臣に就任した前田多門は、田中耕太郎、関口泰らの文部省入りをはかつて陣容を補強し、「太平洋戦争終結ニ際シ換発シ賜ヘル大詔の聖旨」(八月十五日)に沿って、教育改革に着手し、矢継早に諸施策を打ち出す。占領政策がまだ明確化しないうちに文部省自身の手によって教育改革が取り組まれたことは、確かに「自主的教育改革」には違いなかったが、その基本路線が国体護持であることには変りなかった。そして、国体護持のための「新教育」を精神的に支えるものとして宗教的情操の涵養が求められていた。新教育改革の指針として文相が示した「新日本建設ノ教育方針」(九月十五日)では、軍国思想・施策の払拭、平和国家建設とあわせて「益々国体ノ護持ニ努ムル」ことが謳われ、そのために「国民ノ宗教的情操ヲ涵養シテ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ神仏ヲ崇メ独り慎ムノ精神ヲ体得セシメル」⁽¹⁶⁾ことが要求されていた。それは、国家主導による宗教の再動員によって国民の精神的動搖を收拾し、もって「道義新日本ノ建設」をはかろうとするものであった。

国民教育局長として田中耕太郎が手がけた最初の仕事のひとつは宗教的情操教育の法的確認であった。戦前、学校教育における宗教教育は、文部省訓令十二号(一八九九年)でタテマエとしては禁止されていた。しかし、「教育勅語」の枠内での宗教教育を奨励した「宗教的情操ノ涵養ニ関スル文部次官通牒」(一九三五年十月二八日発普第一六〇号)で、この原則は否定される。平和国家建設のための宗教心育成の法的根拠として、この通牒に拠ることが再確認されたのだ⁽¹⁷⁾。一九三五年の通牒は、日本が中国大陸に全面的に侵略する前夜、国家神道の下に諸宗教を殆んど完全に組み込み、これらを「敬神崇祖」と「思想善導」のために総動員するという国家の宗教政策を背景に、「教育勅

語」教育の強化策として発せられたものであった。その背後には、大本教の大弾圧にみられる様な、天皇制国家にとって脅威となる宗教の弾圧・懐柔があったのだ。故岸本英夫東大宗教学教授は、この通牒の歴史的性情を次の様に回想している。——この通牒は「國民を國家の危急に向つて立ち上がらせるためであった。」「かような神道的的精神教育は」「若人の心に、宗教的理想の光を点じ」「民族の歴史の中に永遠なものを発見し、死しても悔いのない生き甲斐」を与たのだ⁽¹⁸⁾。——即ち、宗教的情操は、「一旦緩急」に際し、「勅語」の精神をより内面化し、若人がためらわずに靖国の「英靈」となる手段として機能したのだ。これがまた、敗戦直後の國民の精神的混乱を国体護持に向けて再編し直すために持ち出されたわけである。

五 田中耕太郎の「勅語」観

前節のむすびは、「勅語」の取り扱いをめぐる文部行政と照応させて考察すると一層明瞭となる。

田中耕太郎は、一貫して「勅語」擁護の立場をとり、教育刷新委員会やGHQ教育課の方向と基本的な対立があったことは良く知られている⁽¹⁹⁾。彼は、一九四六年三月三日、国民学校令施行規則の一部改正によって御眞影奉拝・勅語奉読規則の削除、君が代斉唱規定の削除を行い、GHQの教育改革を実施する。しかし、「勅語」に関しては、その神秘的ヴェールを除去するにとどまり、これを教育の基本に置こうとする姿勢は一貫していた。新たな教育勅語奏請の可能性もなく、新憲法構想によって日本の選択すべき進路が明白になった時点においても、田中は「民主主義ノ時代ニナツタカラト云ツテ、教育勅語ガ意義ヲ失ツタトカ、或ハ廢セラレルベキダト云ウヤウナ見解ハ、政府ハ採ラザル所⁽²⁰⁾」と表明している。この発言と同時に彼は、教育基本法の構想があることを明らかにするが、「教

「教育勅語」の否定の上ではなく、その連続性の上に構想され、両者の精神は相矛盾しないものであることを述べた。田中によれば、「教育勅語」は、「その規範が『天下の公道』『人倫の大本』人間の道徳的良識即ち自然法に適うが故」に真理なのであり、天皇の權威や国家の強制によってこれを真理とする姿勢が間違っていた、とされる⁽²¹⁾。従つて、「勅語」は、これを「あたかも例えば聖書や論語の効力を云々すると同一に帰する」ように「道徳教育に関する一個の歴史的文書」と化すことによって「教育の資料として活用しうる」⁽²²⁾のであった。これによって「勅語」を延命させる手立はついたが、更に解決しなければならぬ問題が存在した。徳目を列挙するだけで、しかも神秘のヴェールを剝かれた「勅語」は、「道徳意識の宗教的内面化に於て、必ずしも完全とは云えない」ものであった。加えて、「新時代に即応する新たな内容殊に自然法を網羅し尽しているものではない」不完全なものであった⁽²³⁾。この不完全性を十分に認識していた田中は、次の様に打開の方策を主張する。「教育勅語ヲ十分理解スル為ニハ、或ハ『バイブル』ナリ、或ハ仏教ノ聖典ナリ、或ハ儒教ノ聖典、日本ノ古典モ十分利用⁽²⁴⁾」しなければならず、そのためには「兎角等閑視サレテ居リマシタ所ノ宗教的情操ヲ涵養シ」「凡ユル宗教ニ対シテ総動員ヲシ、日本ノ教育ノ振興ニ協力シテ貰フ⁽²⁵⁾」必要があるのだと。即ち、宗教的情操は、天皇の權威に裏付けられない、かつ新時代に適應する内容を持たない「勅語」を、諸宗教の力を利用して宗教的に内面化させる手段として期待されていたのである。

この様な田中の「勅語」理解は、彼のカトリック的自然法観に基づいていると考えられる。彼によれば、人間は自由な意志を持つ存在で、善悪の判断ができ道徳的批判の対象となるが、善悪の価値は神の意志によって客観的に定められている。つまり、価値絶対主義の立場である。真理は「絶対的、客観的、不可變的であり、人種、階級、国家、歴史を越えて存在する」⁽²⁶⁾この観点から「勅語」は、「わが国の醇風美俗と世界人類の道義的な核心に合致し」「自然法とも云ふべきもの」⁽²⁷⁾として位置付けられたのだ。こうして、「勅語」の諸規範は「儒教仏教基督教の倫

理とも共通し」「中外に施して悖らず」とは此の普遍性の事実を示し」「一旦緩急」云々は好戦的思想を現しているものではなくて、其の犠牲奉仕の精神⁽²⁸⁾と解されるのである。

カトリック的自然法観による「勅語」の普遍道德聖典化は、教育基本法の「人格の完成」をめざす手段として必然的に宗教心の育成を要求することになる。田中によれば、「完成された人格は、経験的人間には求められ得ない。それは結局超人間の世界すなわち宗教に求めるほかはない⁽²⁹⁾」のであった。

六 教育基本法九条の審議経緯と問題点

教育刷新委員会での教育基本法審議は、務台理作―森戸辰男らのリベラル路線と、天野貞祐―芦田均らの保守派路線の対立の中で進められた。両路線の理念の対立は「教育の目的」が「人間性の開発」なのか「人格の完成」なのかの議論に象徴的に表現されている。が同時にそれは「日本思想界の保守主義と自由主義者の対立を表現するものでもあった⁽³⁰⁾」。田中耕太郎にとって人格とは、道徳・科学・宗教によつて磨かれる「理想的人間像」であり、自由な個の確立に全体的調和と永遠なものへの志向が優位していた。保守派はこれに忠孝や奉仕の意味を含めて「人格の完成」に固執した。彼らにとつて宗教的情操の涵養は、論理の必然的要求であった。これに対し、務台や南原繁らは、戦前の滅私奉公教育に対する厳しい批判から「個の確立」を強く主張したが、宗教教育に関しては複雑だった。務台、南原、矢内原忠雄らの「教育の目的」観の背景には、各々色合いは異なれ、宗教に帰着する人間像が想定されていた。務台は「人間の良心と誠実の意識の源泉」を「宗教の道義に」、矢内原は「基督の福音こそ平和人を創造し、平和国家を創建し、平和を創造する力」と考え、南原は「人間を越えた神の問題」が「真の人間性の確

立」に連なるとしていた。⁽³¹⁾ただ、後にみる様に、南原の対応は多少異なっていた。

この様な「教育の目的」観は、教育刷新委員会第一特別委員会で、反動的動きを抑え込むためにリベラル派主導で作成された「教育基本法要綱案」(一九四六年十一月二十九日)に反映している。この「案」は、戦前の教育を総括的に批判した前文を付しているが、⁽³²⁾他方戦前教育の欠陥の一つを「宗教的情操の軽視」に求めている点で限界を持つて⁽³³⁾いる。

他方、先にみた様に、田中は教育基本法の構想を明らかにした段階から、新憲法の下で宗教的情操教育を媒介にした「勅語」精神の復活を旨論んでいた。田中の言葉を再度引用すれば、このことは一層明瞭である。「憲法二〇条の下でも」殊に宗教的情操教育と云うことが許されるものだという意味或は奨励すべきであると云うような結論に我々は到達しておりますし、又議会の多数の意見もそうであります。⁽³⁴⁾憲法の政教分離条項の超憲法的解釈が宗教教育を突破口として企図され、リベラルな教育観がそれを支え、そして「宗教的情操教育に関する決議」が政治的根柢を与えた。教育基本法の〈宗教教育〉に関する条文の審議には、こうした前提があつたのだった。

教育基本法の第一原案ともいえる「教育基本法要綱草案」(一九四六年九月二日文部省案)では、宗教教育は次の様に規定されている。

(7) 宗教教育

宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならないこと

但し、官公立の学校は、特定の宗派教育および活動をしてはならないこと

この案は、田中文相―田中二郎参事のラインを中心に文部省大臣官房審議室のスタッフがまとめ、教刷委第一特別委第二回会合(九月二十五日)で配布されたもので、田中耕太郎の考え方がストレートに反映されている。第一特別

委第八回会議（十一月一日）で、七条に関する審議がなされるが、田中参事は、羽溪主査との質疑応答を通じて、憲法では宗教的教育を禁止しているのに、宗教的情操の涵養を認めることは矛盾するという批判がでたことを明らかにしている。⁽³⁵⁾ 南原は、宗教教育の持つ意味を認めながらも、「實際大事なものは、倫理」と宗教教育にまで行く必要のないことを主張した。また、特定の宗派教育および活動の禁止では、宗派でなければよいということになり、憲法の修正になるのではないかと、との疑問を示した。⁽³⁶⁾ 南原の指摘は、教育基本法が憲法に対してどのような法的関係になければならないかを示した極めて重要なものであった。

「宗教教育」の規定は、教刷委第一特別委員会より第十三回総会に提出された「教育基本法案要綱案」（十一月二九日参考案）に引き継がれる。先述した戦前教育批判の前文がつけられていたのはこの案である。次に、教刷委案に対し文部省大臣官房審議室案、GHQ案を各条文毎に並記した「教育基本法原案」（十二月二日）を見ると

「(七)宗教教育

(審議室案)

宗教的情操の涵養は、教育上、これを重視しなければならない。

但し、官公立の学校は、特定の宗派を支持し又は反対するための宗教的教育を行ひ又は活動してはならないこと」となっており、文部省は、「特定の宗派」の「支持、不支持」に限定し、禁止される宗教教育の範囲をできるだけ狭めようとしていることがわかる。

教育基本法の立案が文部省に委ねられ、法律案として体裁を整えたものとして提出された「教育基本法案」（一九四七年一月十五日文部省案）にもこの考え方はそのまま引き継がれ、次の様に表現された。

「第八条 宗教教育

宗教的情操は、教育上これを重視しなければならない

ただし、官公立の学校は、特定の宗派を支持または反対するための宗教教育を行い、または宗教的活動をしてはならない」
 十一月二十九日の参考案と比較すると、「宗教的情操の「かん養」の「かん養」が削除され、〈政治教育〉の条文が「特定の政党を支持または反対するための政治的偏見を教え、又は政治的活動」に修正されたことに合わせて、「特定の宗派の支持又は反対するための宗教教育」に変更されている。

一月十五日案をもとに文部省は、大蔵省、法制局と交渉するが、法制局は法案全文にわたって理論的問題、法技術的課題を指摘したため、そのまま法案を確定することはできなかった。法制局は、宗教教育の条文について「宗教的情操云々」は憲法の保障する「信教の自由」に反する従って第八条は削除したら如何。又但し書きは学校教育法にゆづる⁽³⁷⁾と判断を示している。自民党「見解」を批判的に検討する際、この法制局見解は極めて重要な意味合いを持つている。宗教的情操教育は、法律論の立場からも、憲法に抵触する問題なのだつた。

文部省は、法制局見解を受けて引き継ぎ案文の検討を行い、結果は「教育基本法案」(二月三十日閣議案)となる。ここでは、「宗教的情操は教育上これを尊重しなければならない」と、「重視」が「尊重」に修正され、〈政治教育〉と対の表現に改められた。これまでの案文では、「政治教育は」「尊重しなければならない」のに対し、宗教的情操は「重視」と、政治教育より宗教教育の方に重点が置かれていた。

「宗教的情操」と「宗派」の字句が削除されるのは、一月三十日案を整理して、GHQと折衝した後でできた「教育基本法案」(二月十二日)である。

「第八条 宗教教育

社会における宗教生活の意義と宗教に対する寛容の態度は、教育上これを重視しなければならない

国および地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」

この修正は、宗教的情操が、国家神道や修身と結びつくことを警戒したGHQの強い意向の反映であったとされている。文部大臣官房審議室事務官で、田中参事を補佐して教育基本法にかかわっていた安達健二の述懐によると、『宗教的情操』というのは特定の宗教を介してでなければ涵養できない。つまり歴史的には、神社に頭をさげるといった軍国主義、超国家主義の手段になっている。したがって、かかる主観的なものでなく、客観的なこと、宗教に対する寛容(Religious tolerance)が必要であるということであった。また、「第二項は、宗派といった場合、キリスト教のなかの宗派、仏教のなかの宗派はいけませんが、宗教そのものは禁じられないことになり、憲法との関連で問題になる」というのがGHQの見解であった。憲法二〇条の趣旨についても、GHQはその歴史の意味を次の様にとらえていたことは重要である。「戦前、国家が学校をして、神道を鼓吹宣伝せしめたり、とくに神道の教義を教育する学校を設置した歴史的事情にたつて、かかる学校を禁止することにもとづくものである。³⁸⁾」

「詳説」では、教刷委第一特別委の「教育基本法要綱」とGHQに提出された英文(二部)のみを提示し、憲法脱法の「論拠」としているが、以上の様に、法制局見解、GHQの批判による修正経緯、修正によつて変更された法理上の相違を全く捨象している。二月十二日案で、その歴史的犯罪性故に「宗教的情操」が削除された経緯こそ、憲法の政教分離条項の趣旨に沿うものであった。この文脈からすれば、当然後段の「特定の」という「宗教教育」にかかる限定修飾語も削除されるべきであった。

その後、二月二十八日の教刷委第二五回総会で承認された「教育基本法案要綱案」において、二月十二日案の「宗教に対する」が「宗教に関する」に修正され、三月四日の閣議で法文としての表現を整備し、現行の九条の表現となった。「宗教に関する」と修正された意味は、信仰を持たない人の信教の自由をも含んでいる点で、憲法の信教の

自由の概念を正確に反映しているといえよう。

以上が、教育基本法九条の審議過程を通してみた九条の内容である。既に明らかな様に「勅語」の擁護派は「敬神崇祖」の観点から、リベラリスト達はキリスト教や人文主義の立場から、各々の意味合いを込めながらも、「教育の目的」である「人格の完成」には宗教的基礎が不可分であることを主張し、この点において共同歩調をとることになった。それは、思わく通りかあるいははからずもか、九条の解釈に曖昧さを残し、憲法二〇条の脱法解釈を許す様な歴史的限界を持たせることになったのだった。「特定の」という修辭が残された経緯は明らかではない。しかし九条審議の過程で明らかになった様に、ひとつには戦前に果たした国家神道との結びつき、二つ目には、特定なものによらない宗教教育はあり得ないという点で、そして両者の点は憲法の政教分離原則が含意する歴史的意味内容であることを考え合わせると、この修飾語をもって憲法を逆解釈しようとする試みは許されないとすべきであろう。下位法の解釈が憲法の精神に優位しないのは当然のことながら、「日本国憲法の精神に則り……新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」と教育基本法前文にあることを再度確認するならば、教育基本法九条の脱法解釈をもつてする「見解」の憲法解釈は、教育基本法の精神そのものに違背するばかりか、憲法の最高法規性をも否定する論理であると言わざるを得ない。

(1) 大江志乃夫『靖国神社』岩波新書、七四頁。

(2) 「見解」が提示された直後のものとしては、右崎正博「靖国公式参拝の違憲性」『月刊憲法運動』通巻二二七号、憲法会議一九八四年一月がある。また、靖国問題各界懇談会、日本キリスト教団靖国神社問題特別委員会、日本宗教者平和協議会、新宗教新聞、キリスト新聞、などが素早い批判活動を展開した。

(3) 佐藤功『日本国憲法概説』全訂第二版、学陽書房、一六三頁。

(4) 同上書、一六五頁。

- (5) 詳しくは拙稿「宗教的情操教育の概念と史的展開」『科学と思想』三五号、新日本出版社、を参照されたい。
- (6) 『第九十回帝國議會衆議院帝國憲法改正委員會議事録』宮原誠一他編『資料 日本現代教育史1』三省堂、一一九頁。
- (7) この「案」の前に、地崎宇三郎を代表として「宗教教育に関する決議案」が提出（八月五日）されたが、これは翌日撤回され、「宗教教育」を「宗教的情操」に修正し、また、宗教教育振興のために教育家・宗教育家を動員するという趣旨の文章が削除されて、あらたに提出された。
- (8) 『衆議院議事速記録二十九号』『官報号外』昭和二年八月十六日、四三七頁。
- (9) この論理は、中曾根首相が、一九八三年暮の総選挙の演説の中で、「教育改革は、仏教の慈悲、儒教の仁、基督教の愛と神道の清く明けらけき心を精神的土壌として行わねばならない」と言ったことに奇妙に合致し、教育改革の方向がどこに向かおうとしているのかについて、警戒の危惧を与えずにはおかない。
- (10) 「見解」の「国会決議」の引用の仕方は極めて恣意的である。「国会決議」にある「永久に戦争を放棄し」、「戦争は罪悪である」という信念をもって、世界恒久平和運動を展開しなければならない」、「文化の向上」などの句は削除されている。
- (11) 前掲『官報号外』、四三八頁。
- (12) 同上書、四三八頁。
- (13) 同上書、四三九頁。
- (14) 同上書、四四二頁。
- (15) 同上書、四四四頁。
- (16) 神田修・山住正三編『史料 日本の教育』学陽書房、六四頁。
- (17) 「学校ニ於ケル宗教教育取扱方法改正ニ関スル件」昭和二〇年十月十五日発国二一〇号地方長官宛国民教育局長発。
- (18) 『岸本英夫集 第五巻 戦後の宗教と社会』溪声社、二八四頁。
- (19) 鈴木英一「教育行政 戦後日本の教育改革3」『東大出版会』など。
- (20) 第九十回帝國議會衆議院帝國憲法改正案第一読会で、森戸辰男議員の質問に対する田中耕太郎答弁。
- (21) 田中耕太郎『教育と政治』好字社、一九五頁。

- (22) 「勅語及詔書等の取扱について」昭和二十二年十月八日文部次官秘密通達に対する田中耕太郎の解釈。田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、五八頁。なお、この通達は、勅語廃止問題を回避しようとした田中に対し、GHQ教育課と教育刷新委員会が圧力をかけ、教育刷新委員会第一特別委員会の審議を経て出された。
- (23) 田中耕太郎、前掲書、一九六頁。
- (24) 帝国憲法改正委員会(一九四六年七月十五日)での加藤一雄委員の質問に対する答弁。
- (25) 同上。
- (26) 田中耕太郎『カトリシズムと現代』公教社、五七頁。
- (27) 「教育刷新委員会第一特別委員会第四回議事録」一九四六年十月四日。
- (28) 田中耕太郎『政治と宗教』、一九五〇六頁。
- (29) 田中耕太郎『教育基本法の理論』、七九頁。
- (30) 鈴木英一、前掲書、二二〇頁。
- (31) 同上書、二四三頁。
- (32) 前文は、戦前の国家主義的・軍国主義的教育を批判し、平和国家建設のための教育を平和、勤労、個人の価値という戦後民主主義の基本理念に置いている点で、全体的には高く評価されるものである。
- (33) 鈴木英一、前掲書、二一七頁。
- (34) 同上書、二三三―三四頁。
- (35) 教育刷新委員会第八回会議議事録、一九四六年十一月一日。
- (36) 教育刷新委員会第十二回総会議事録、一九四九年十一月二日。
- (37) 鈴木英一編『教育基本法文獻選集別巻 資料教育基本法30年』学陽書房、一四四頁。これは、文部省側で交渉にあたった辻田力調査局長のメモとして残されている。
- (38) 鈴木英一、前掲書、二六五―六頁。

〔参考資料〕

靖国神社問題小委員会見解（案）

昭和五十八年十一月十四日

当小委員会においては、憲法の所謂「政教分離に関する規定」の具体的な解釈運用について、学識経験者の意見を徴し、併せて靖国神社公式参拝についての憲法判断を得ようと努めてきた。その結果、次の結論を得た。

〔註〕 憲法は次のように信教の自由を保障している。

憲法第二十条第一項前段 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

同条二項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

また憲法は次のように政教分離の規定を設けて、間接的に信教の自由を確保する手段を講じている。

憲法第二十条第一項後段 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

同条第三項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

一、津市体育館起工式に当つての地鎮祭神式行事に対する最高裁判決は、

- (1) 国及びその機関の禁止される宗教的活動は、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為で、その典型的なものは、宗教の布教、教化、宣伝等の活動であり、
- (2) 挙式に際し、神職に対する報償費及び供物料金を市の公金から支出しているが、特定の宗教組織又は宗教団体に対する財

政援助的な支出とはいえないから、公金の支出を禁止した憲法八十九条に違反しないと示している。

二、憲法の宗教に関する規定の精神を具体的に敷衍したとされる教育基本法は「……宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」とすると共に、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定している。

禁止される宗教教育や宗教的活動は、「特定の宗教のための」ものであるから、憲法で禁止される宗教教育や宗教的活動は、宗派教育であり、宗派活動であると理解することができる。

三、前二項から判断すれば、公的機関が、慰霊、表敬、慶祝等を行うことが適当であると考えられる場合に、その目的で神社・寺院等を訪れて礼拝を行い、同時にまた宗教行事に参加して弔意を述べ、功績をたたえ、祝意を表する等のことは、憲法が禁止する宗教的活動には当たらないと考えられる。

その際の玉串料、香華料等を公費で負担しても、それは供物、神饌、生花、櫛等を整える経費などにあてられるものであって、当該宗教学法人に対する財政援助を目的とするものでないから憲法八十九条に違反しないと考えられる。

四、昭和二十年十二月十五日、日本政府に発せられた占領軍からの所謂神道指令によって、公務員がその資格において神社に参拝することが禁止された。当時の占領政策の基本は、日本が再びアメリカの脅威となるような存在にしてはならない、ということにおかれていた。そして神道は、国家主義の淵源をなし、国民を団結させる魔力をもつものとして、その排除を企図されていた。

既に独立を回復している今日において、占領軍の指令が効力を失っていることはいうまでもないが、占領政策の洗脳から自己をとり戻して考えて行くことが必要な時代を迎えている。

五、靖国神社は国家のために生命を捧げた全国の戦没者を祭るところである。戦没者の遺族のみならず、多くの国民がここを訪

れる。それはもつばら、戦没者が国家のために貴い生命を捧げたという事実に対し、感謝の敬意を表わし、みたまを慰め、訪れる者の決意を表明するなどの意図に出るものである。

国を代表する内閣総理大臣が特に靖国神社を訪れるのは当然の関係である。内閣総理大臣と記帳しながら、私人としての私的参拝だといって物議をかもしもきた。内閣総理大臣と記帳しての参拝は、公人としての公的参拝とうけとめることができ。多くの人達の望んでいるのはこのことであつて、あえて閣議決定などの様式を望んでいるのではない。

見解の詳説 抄

第二 教育基本法は、憲法が禁止する宗教的活動は、特定の宗教のためのものであることを明らかにしている。

一、制憲議会において、憲法二十条三項が「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定していることが問題になった。これでは宗教的情操を涵養するための教育も行えなくなるので、「宗教教育」を「宗派教育」に修正したい、もしその修正ができないということであれば、宗教的情操を培うための教育は行えるのだということを示すことを明らかにしておいてもらいたい旨の主張がなされた。

このような審議の過程もあつて、ポツダム宣言受諾満一年後の昭和二十一年八月十五日、衆議院において、「宗教的情操教育に関する決議」がなされた。すなわち、「：国民の安全と生存をあげて世界の公正と信義に委ねようと決議したわれらは：宗教的自覚による四海同胞、隣人愛：の思想を普及徹底させると共に、宗教的情操の陶冶を尊重せしめ：なければならぬ。…」と。

そして、提案者が決議案の趣旨説明の中で、「：若し今回の憲法改正草案の如く、国及びその機関は、如何なる宗教教育も行つてはならないと漫然と之を規定することがあつては：最も重要な宗教的情操教育を失う憂があるのであります。この

条項は、明瞭に一宗一派に偏った教義を教えてはならないと規定するか、或は斯かる意味である旨の解釈を後世の為に誤りなきよう明確にしておくべきであると思うのであります。…」と述べている。

二、やがて、憲法が審議された同日国会に教育基本法が提出され、その議決を経て、憲法発布の五ヶ月後にこの法律も公布された。その前文には、わざわざ「日本国憲法の精神に則り、…この法律を制定する」旨の規定をおくと共に、政府側から国会において、この法律は憲法の宗教に関する規定の精神をさらに具体的に敷衍した旨の説明を行っている。

そして第九条は、一項に「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」と、二項に「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定したのである。

教育基本法九条二項は、憲法二十条三項の精神を具体化したのであって、禁止している宗教教育や宗教的活動は、「特定の宗教のため」のものであることが明確にされた。

教育基本法の立案当時、教育刷新委員会第一特別委員会から総会に提示された教育基本法案要綱では、「…官公立の学校は特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと」とされていた。また、占領軍に提出された英文の教育基本法では、「特定の宗教のための」を宗教教育にも、宗教的活動にもかゝらしめている。

従つて、憲法二十条三項が禁止している宗教教育や宗教的活動は、宗派教育であつて、宗教一般のための活動をも禁止する趣旨ではないと理解することができる。

三、最高裁判所が憲法で禁止される宗教的活動の典型的なものは、宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるとしているのは、まさに同じ判断に立っているものと考ええる。憲法は、宗教的行為のすべてを禁止してはならず、その中でも特定の宗派教団の勢力を助成しようとする積極的なものだけを禁止する意味で「宗教的活動」と規定したものと理解することができる。